



子ども霞が関見学デー

CONTENTS

平成21年度水産予算の重点事項について	2
燃油高騰水産業緊急対策の概要について	5
回遊魚	7
平成20年8月分のプレスリリース	8

漁政部漁政課

漁政部水産経営課燃油高騰対策推進PT室

資源管理部参事官 森下 丈二

平成21年度水産予算の重点事項について

漁政部漁政課

水産業・漁村は、国民の食生活に欠かせない水産物の安定供給のほか、環境・生態系の保全、居住や交流の場の提供等の重要な役割を担っているが、一方で、我が国水産業は、昨今の異常な燃油価格の高騰や、周辺水域の資源状況の悪化、漁業者の減少・高齢化による漁業生産構造の脆弱化などで大変厳しい状況に置かれているところである。

平成21年度水産予算については、こうした状況に対処するため、燃油高騰対策の充実・強化や担い手の育成・確保など漁業経営体質の強化に重点的に取り組むとともに、昨年3月の水産基本計画の見直しによる政策改革の方向性を予算要求に着実に反映させることとしている。

このように決定した平成21年度の水産関係予算の概算要求額は、総額3,079億円（平成20年度予算額2,423億円）となり、このうち非公共事業は1,455億円（平成20年度予算額971億円）、公共事業は1,624億円（平成20年度予算額1,452億円）となっている。

平成21年度水産予算概算要求の概要

事 項	平成20年度 予算額	平成21年度概算 要求・要望額	対前年度比
一般会計合計	百万円 242,310	百万円 307,912	% 127.1
非公共（計）	97,111	145,496	149.8
公 共（計）	145,199	162,416	111.9

※ 以下金額は、平成21年度概算要求額。
かっこ内は平成20年度予算額。単位：百万円。

1 燃油価格高騰等を踏まえた漁業経営体質の強化

(1) 燃油高騰対策の充実・強化

ア 水産業燃油高騰緊急対策事業（新規）
22,000（0）

省エネルギー型漁業への転換等を図るため、省燃油操業の実証を支援するほか、輪番休漁による漁場生産力向上の取組への支援、省エネ施設の導入に係る支援、金融支援等の本年7月に決定された燃油高騰対策等を引き続き実施する。

イ 漁船漁業構造改革総合対策事業（拡充）
26,000（5,000）

省燃油操業の実証など一層の省エネルギーと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、燃油価格の高騰等厳しい経営環境の下でも操

業できる漁業経営への転換を図る。

ウ 省エネ対応・資源回復等推進支援事業（新規）
2,000（1,430）〔後掲〕

エ 国産水産物安定供給推進事業
1,800（1,200）〔後掲〕

オ 漁船等省エネルギー・安全推進事業（組替新規）
865（924）

省エネルギー技術の開発・実証、衛星情報を活用した効率的な漁場探索技術の実用化等により、省エネルギー化を促進する。併せて、操業の安全確保を図るため、無線のデジタル通信システムの開発等を行う。

カ 強い水産業づくり交付金
8,154（7,730）の内数

燃油コストの削減に資する施設（燃油タンク、陸電施設等）の整備、改築等による省エネルギー化を推進する。

(2) 担い手の育成・確保等

ア 漁業共済経営環境変化特別対策事業（新規）
1,378（0）

大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果のある契約方式を選択した漁業者及び大災害により被災した漁業者に対し、共済掛金の助成を充実することにより、漁業共済への加入を促進する。

イ 漁業経営安定対策事業
5,101（5,206）

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える対策を実施する。

ウ 漁船漁業構造改革総合対策事業（拡充）
26,000（5,000）〔再掲〕

エ 漁業担い手確保・育成対策事業（拡充）
616（518）

漁業就業希望者への情報提供や就業準備講習会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援を行う。また、異業種のノウハウや低コスト技術等を活用して漁業生産から加工・流通・販売の分野にわたる先駆的ビジネスプランを策定し認定された事業者に対し支援を行う。

(3) 漁船の安全操業対策

ア 漁船安全操業対策事業（拡充）
122（33）

各地域におけるリーダーを中心としたライフジャケット着用推進やサバイバル訓練講習会の開催、漁業者

が着用しやすいライフジャケットの開発等を支援する。また、漁船員に海技士等の資格を取得させるための講習会等の実施を支援する。

イ 漁船等省エネルギー・安全推進事業（組替新規）
865（924）[再掲]

(4) 漁協システムの経営改善の促進・支援

ア 漁協系統組織・事業改革促進事業（拡充）
72（76）

地域漁業の再編を目的とした県域再編モデルを策定し、その実施及び普及を行う。

イ 漁協経営基盤強化推進基金造成事業（新規）
153（0）

漁協の経営改善計画の実施又は地域漁業の再編のために必要な融資について、金利軽減措置を講じる。

2 加工・流通・消費対策の強化

(1) 国産魚の直接取引・加工原材料利用の推進

ア 国産水産物安定供給推進事業（拡充）
1,800（1,200）

産地と小売業者等の実需者との間の直接取引に対して支援を行う。

イ 水産加工原料確保緊急対策事業（新規） 102（0）
水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組に対して支援を行う。

(2) 多様な流通経路の構築

○ 水産物産地販売力強化事業（新規） 1,052（0）
スーパー・商社OB等のノウハウを活用した新規販路の開拓、産地市場の改革に取り組む漁業者団体等を支援する。

(3) 水産物流通の全段階を通じた品質・衛生管理体制の構築

○ 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業（新規）
109（0）

漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入に取り組む地域を支援する。また、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入を支援する。

(4) 「日本型食生活」の普及・啓発、国産水産物等の消費拡大

ア につぼん食育推進事業 2,688（2,776）の内数
「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を図る一環として、消費者に対し、水産物の食べ方の提案や水産業に関する理解の促進を図る。

イ 国産食料品等ポイント活動モデル実証事業（新規）
300（0）

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大する。また、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農林水産業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、多角的に食料自給率の向上を図る。

3 資源管理・回復の推進

(1) 資源回復計画等の一層の推進

ア 省エネ対応・資源回復等推進支援事業（拡充）
2,000（1,430）

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種又は多魚種を包括的に漁獲する漁業種類に係る「資源回復計画」に基づく休漁・減船等の資源回復のための取組を支援する。

イ 合理的資源管理推進事業（拡充） 232（223）

漁獲可能量（TAC）制度及び漁獲努力可能量（TAE）制度の運用に必要な漁獲量の集計等を実施するとともに、外国漁船の漁獲量の集計等を実施する。

ウ ポスト資源回復計画移行調査事業（新規）
18（0）

資源回復計画に基づく回復措置の有効性を検討するための調査を実施し、その結果を漁業者に示すことにより、ポスト資源回復計画への移行の促進を図る。

エ 資源回復計画等の作成及び普及の推進事業費（拡充）
42（40）

資源回復計画の作成及び進行管理や取組の計画的な推進を図る体制整備等を引き続き実施するとともに、新たにポスト資源回復計画を推進するための協議会を開催する。また、密漁防止に係る漁業者による自主的な取組を支援する。

オ 漁業取締能力及び放置漁具回収能力向上実践指導委託事業（新規） 13（0）

取締船乗組員を対象として、夜間及び洋上捕戻訓練、放置漁具回収訓練等実践的な指導を行い、取締能力及び放置漁具回収能力に優れた乗組員を育成する。

カ 我が国周辺水域資源調査推進事業
1,605（1,623）

スルメイカ、マサバ等我が国周辺の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源評価等を実施する。

キ 国際資源対策推進事業 898（945）

公海等で漁獲されるマグロ類等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査、解析等を実施する。

(2) 持続的な養殖生産と安定供給の確保

○ 持続的養殖生産・供給推進事業（拡充）

186 (135)

未利用資源の活用による飼料確保、新技術の導入による生産コストの削減を推進し、効率的で消費者の信頼にこたえる生産を通じて養殖生産物の安定供給を図る。

(3) 漁場保全への対策

ア 新たなノリ色落ち対策技術開発事業 87 (87)

ノリ色落ち被害防止の実現に資するため、二枚貝増養殖技術及び河川水最適利用技術の開発並びにノリ養殖における効率的な作業管理システムの技術開発を行う。

イ 漁場油濁被害対策 (拡充) 160 (78)

原因者不明の油濁による被害漁業者に対する救済対策を引き続き実施する。また、原因者が判明している油濁事故に際し、漁業者が実施した防除・清掃作業の費用を支弁する。

ウ 厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 (新規) 290 (0)

我が国排他的経済水域の重要な拠点である沖ノ鳥島を中心に、一定規模のサンゴ増殖技術の確立を図るため、種苗生産、増殖基盤整備、効率的な移植に係る技術等、一連のサンゴ増殖技術を開発する。

エ 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (拡充) 914 (890)

近年、広域的かつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲ等の有害生物について、混獲や破損を回避するための改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理等を総合的に実施するとともに、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を実施する。

オ 湖沼の漁場改善技術普及推進事業 (新規) 65 (0)

湖沼の漁場改善技術ガイドラインに即し、湖底耕うん等の漁場改善活動について、その効果を検証しつつ行う取組への支援を実施する。

カ 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 (拡充) 318 (325)

漁場環境における生物多様性の維持保全に資する生物多様性評価手法の開発等を引き続き実施するとともに、新たに沿岸域における環境診断手法の開発を行う。

(4) 資源の持続的利用の推進と内水面・つくり育てる漁業の振興

ア 養殖クロマグロ安定供給推進事業 247 (247)

海象条件の厳しい未利用海域でのクロマグロ養殖を可能とする生けす等の開発を行う。また、まき網で漁獲される小型魚を養殖に効率的に活用するための運搬技術等を開発する。

イ 鯨資源調査等対策 404 (404)

鯨類の資源調査及び国内に流通する鯨肉の市場調査を実施する。

ウ 鯨類捕獲調査円滑化事業 (新規) 795 (0)

鯨類捕獲調査に対する妨害行為への対策を強化しつつ、着実に調査等を実施する。

エ 健全な内水面生態系復元等推進事業 (拡充) 337 (315)

河川・湖沼における環境の悪化による漁獲の不振やカワウ・外来魚による被害の増加等の問題に対処するため、漁場環境の調査や技術開発を行う。また、これらの成果を活用した漁業者による水産資源の生育環境の改善やカワウ・外来魚の駆除の取組を支援する。

オ 栽培漁業資源回復等対策事業 129 (135)

都道府県の境界にとらわれない海域レベルでの適地で種苗放流を実施する体制の構築を支援することにより、効率的な栽培漁業を促進する。

カ 広域連携さけ・ます資源造成推進事業 619 (619)

広域的に連携したさけ・ます種苗の適期・適サイズ放流により、効率的なさけ・ます資源の造成や高品質化を促進する。

キ 地球温暖化対策推進費 (組替新規) 177 (98)

藻場・干潟等の炭素吸収量の全国評価、地球温暖化による沿岸漁場環境への影響評価、高水温耐性等を有する養殖品種の開発等を行う。

4 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

(1) 漁港・漁場・漁村の総合的整備の推進

ア フロンティア漁場整備事業 (公共) 1,000 (400)

日本海西部海域において、ズワイガニ・アカガレイの産卵・成育場を確保するため、保護育成礁を設置する。

イ 燃油高騰対応緊急浮魚礁漁場整備事業 (公共) (新規) 1,000 (0)

水産物を蝸集する効果の発現が早く、魚探作業の時間削減による燃油消費の抑制につながる浮魚礁の設置を緊急かつ機動的に実施する。

ウ 漁業集落環境整備事業 (汚水処理高度化モデル事業) (公共) (新規) 6,866 (6,085) の内数

水質改善を推進するため、二枚貝の養殖場等に近接する漁業集落排水施設をモデル地区として選定し、当該地区に紫外線照射装置等を設置し、効果を検証する。

エ 地域活性化のためのプレジャーボート活用調査事業 (新規) 25 (0)

プレジャーボートを活用した都市と漁村の共生・対

流の先進事例の調査等を実施し、活性化のためのマニュアルを作成する。

- オ 漁村地域力向上事業（拡充） 105（103）
地域の特性を活かした活力ある漁村づくりを進めるため、体験漁業の推進等の地域の先進的な取組を支援する。また、子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するためのガイドライン等を作成する。

(2) 多面的機能の発揮の促進

- ア 環境・生態系保全対策（新規） 1,210（0）
漁業者を中心とした藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支援するための新たな交付

金制度を創設する。また、優良事例の普及等や技術的サポート等を行う。

- イ 離島漁業再生支援交付金 1,200（1,451）
離島漁業が置かれた輸送面での不利な条件に対処するため、共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。
- ウ 離島漁業再生支援交付金導入効果調査分析事業（新規） 45（0）
離島漁業再生支援交付金制度の見直しに向けて、集落協定による活動内容や効果の調査・分析等を実施する。

燃油高騰水産業緊急対策の概要について

漁政部水産経営課燃油高騰対策推進PT室

【はじめに】

漁業用A重油の価格は平成16年3月までは1L40円代で安定推移していました。

ところが、その後の中国やインドといった新興国による世界的な石油需要の増大などを背景として、原油価格の世界的な高騰が始まり、これに伴い漁業用A重油の価格も高騰を続け、漁業経営にも大きな影響を与えました。こうした急激な高騰に対処するため、水産庁では、17年度補正（経営体質強化緊急総合対策）、19年度補正（水産業燃油高騰緊急対策）と燃油高騰対策を講じてきたところです。

しかし、19年度補正を講じた後も、原油価格の高騰は続き、漁業用A重油の価格も平成20年8月に遂に1L125円と過去最高値を記録しました。こうした中で、漁業の現場からは、操業を行うことさえままならないといった悲鳴にも近い声が聞こえてくるような状況に至っています。

政府では、このような現状を打開するため、去る7月28日に、現時点で活用可能な水産庁の既存予算を集め、燃油費増加分に着目した実証事業の導入などからなる「燃油高騰水産業緊急対策」をとりまとめ、速やかに実施していくことを決定しました。

【緊急対策の概要】

今回の緊急対策は、燃油費増加分に着目した実証事業の新たな導入を柱に、燃

油高騰対策として活用できる様々な既存施策を拡充・強化するものとなっています。

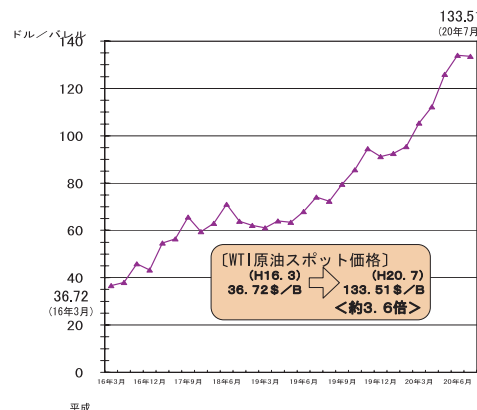
1 燃油費増加分に着目した実証事業の導入（省燃油操業実証事業の導入）

この事業は、漁業者グループ（原則として複数経営体で5隻以上）が操業の合理化によって燃油使用量を10%以上削減する実証事業に取り組む場合に、燃油費の増加分（平成19年12月を基準）の9割を国が負担するというものです。

※ 留意事項

- ・ 対象漁業者は限定することなく、主に燃油依存度の高い順に実施
- ・ 水揚げ金額の増加があった場合には、国の負担は減額
- ・ 事業期間は原則1年間

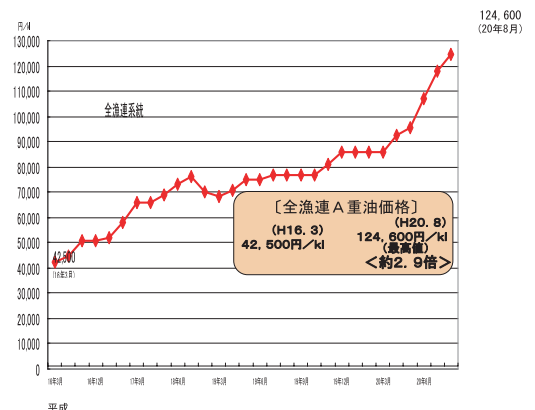
＜最近の原油価格の推移＞



(注)WTI原油スポット価格(月平均)

資料：NYMEX取引所HPデータより作成

＜A重油価格の推移（全漁連価格）＞



資料：全漁連資料

注：全漁連系統の価格は京浜地区の価格であり、主に20トン未満の漁船への供給について適用

燃油高騰水産業緊急対策について

平成20年
水産庁

燃油費増加分に着目した実証事業の導入 (予算額 80億円)

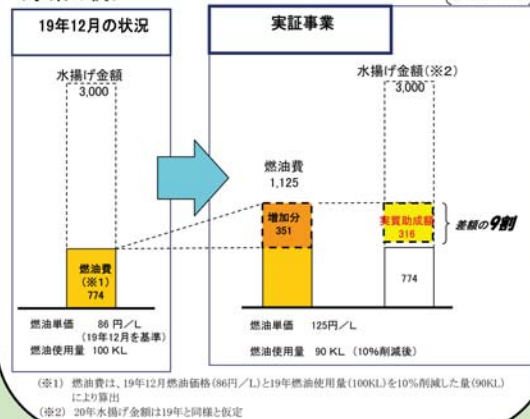
(1) 事業の概要

5人以上の漁業者グループが操業の合理化によって燃油使用量を10%以上削減する実証事業に取り組む場合には、燃油費の増加分(19年12月を基準)の9割を国が負担

(2) 留意点

- ① 対象漁業者は限定することなく、燃油依存度の高い順に実施
- ② 水揚げ金額の増加があった場合には、国の負担は減額
- ③ 事業期間は原則1年間(ただし最長2年までは延長可能)

<事業の例>



※ このほか、省エネルギー技術導入促進事業や水産物流通構造改革事業など既存施策を最大限活用

省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充・新設 (融資枠 200億円)

省エネ機器等の導入資金の確保

沿岸漁業改善資金(無利子資金)における貸付け回数制限の撤廃、融資枠の拡充(58億円→108億円)

○無利子融資を活用し省エネの最新型エンジンを導入

緊急的な運転資金の確保

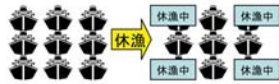
省エネ事業に取り組むための運転資金の無利子融資制度の新設



燃油高騰を乗り越えるための休漁・減船等の支援 (予算額 65億円)

休漁・減船等の支援

漁業者等の負担の義務付け撤廃などによる休漁・減船等への支援の強化



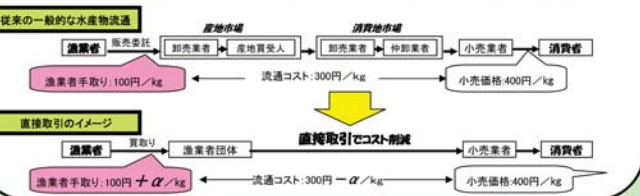
国際減船の支援

国際規制に加え燃油高騰等も踏まえた減船を支援

※ 休漁の場合の漁業者等の負担義務
国の負担 【従来】1/3 → 【新対策】1/3
都道府県の負担 【従来】1/3 → 【新対策】義務付け撤廃
漁業者等の負担 【従来】1/3 → 【新対策】義務付け撤廃

流通対策のテコ入れによる漁業者手取りの確保 (水産物買取額 400億円)

漁業者団体による国産魚の買取・保管に係る買取代金金利・保管経費等への助成事業について、①助成要件の緩和による直接取引への支援の強化、②養殖餌料の直接取引の支援事業の追加、③水産物買取額の拡充(225億円→625億円)



→ 緊急対策の詳細については、ホームページをご参照下さい。http://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/nenryu/index.html

2 その他燃油高騰に対応した措置の拡充・強化

(1) 省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充・新設

① 省エネ機器等の導入資金の確保 (沿岸漁業改善資金(経営等改善資金)の活用)

沿岸漁業改善資金は、省エネ機器等を導入するのに必要な資金などを都道府県が無利子で融通するものです。

これについて今回、

- ・ 省エネ機器等の導入の際の融資について、これまで1回限りとしていた貸付け回数制限を撤廃するとともに、
- ・ 融資枠自体を拡大するものです(融資枠を58億円から108億円へ増額)。

② 緊急的な運転資金の確保 (省エネルギー推進緊急対策特別事業の活用)

省エネルギー推進緊急対策特別事業は、省エネルギー推進計画(燃油消費量・漁業コストの削減)を策定・実行する漁業者の運転資金を融通する漁協システムなどの金融機関に対し、利子助成を行うものです。

これについて今回、

- ・ 燃油消費量を10%、漁業コストを5%削減する計画策定者については、利子助成率を引き上げ、実質、無利子化した新たな融資枠を創設するとともに(融資枠150億円を創設)、
- ・ 償還期限を3年から5年に延長するほか、

- ・ 貸付限度額を1.25倍に上げるものです。

併せて、本資金の融資に当たり機関保証を行う漁業信用基金協会に対し交付金を交付し、保証を受けやすくするような措置も講じます。

(2) 燃油高騰を乗り越えるための休漁・減船等の支援

① 休漁・減船の支援 (資源回復等推進支援事業の活用)

資源回復等推進支援事業は、資源回復等を図るため、

- ・ 漁業者が自主的に行う減船により実施される漁船のスクラップ処分等に対して助成するほか、
- ・ 資源回復計画に基づいて実施される休漁等の措置に対して、漁業経営の維持等に必要な経費について助成するものです。

これについて今回、

- ・ 休漁については、国際的な資源管理の対象魚種(マグロ等)に係る休漁を支援対象に追加するほか、
- ・ 減船については、燃油価格の高騰に対処して収益性の回復を図るための減船も支援対象に追加するとともに、
- ・ さらに、休漁・減船ともに、助成の発動要件となっていた漁業者等の負担を不要とするものです。

② 国際減船の支援 (国際漁業再編対策事業の活用)

国際漁業再編対策事業は、国際規制強化により操業維持に支障を生じた大臣の指定する漁業の再編整備を進めるため、大臣の定める基本方針に沿い漁業者団体が策定した実

施計画に従って、減船を実施した漁業者に対し、減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分にした場合の処理費交付金などを交付するものです。

これについて今回、こうした国際的規制の強化に基づき実施している減船について、燃油高騰等も考慮して、平成20年度中に漁業者から要望を聴取し、事業要望に沿って支援するものです。

(3) 流通対策のテコ入れによる漁業者手取りの確保 (国産水産物安定供給推進事業の活用)

国産水産物安定供給推進事業は、国産水産物の安定供給を図るため、漁業者団体が水揚げ集中による価格低下時に国産魚の買取を行い、一定期間保管した後、端境期に放出する場合や、漁業者団体が漁業者から国産魚を買い取り、小売業者などの実需者との間で直接取引を行う場合に、国産魚の買取代金金利、保管経費、加工経費を助成するものです。

これについて今回、

- ・ 小売業者等との直接取引への支援事業について、従来は損失が出た場合のみ助成の対象となっていたものを損失の有無にかかわらず助成の対象とするなど助成要件を緩和するほか、
- ・ 養殖業者等との餌料向け国産魚の直接取引に対する支援事業を新たに追加するとともに（水産物買取額278億円を創設）、
- ・ これらの事業や既存の事業による水産物買取規模を拡充するものです（水産物買取額を225億円から625億円に増額）。

【最後に】

原油価格の高騰は、国民経済に様々な悪影響を及ぼしています。こうした中で、燃油依存度の高い漁業経営もこれまでにない深刻な影響を受けています。

しかし、この高騰は、今後も続くのか、高止まりするのか、それとも下がり始めるのか、まったく先が読めません。ただ、少なくとも、現在の世界的な石油需要の増大を考えれば、以前のような低価格に戻ることを望むことは難しいと思われまます。

したがって、是非、漁業者には、今回の緊急対策を十分に活用してもらい、

- ① まずは、燃油高騰という目前の危機を乗り越えるとともに、
- ② 最終的には、燃油価格が高い状況が今後も続くとしても将来にわたって漁業を継続していける足腰の強い経営体質に転換し、

将来にわたって国民へ水産物を安定的に供給するという使命を引き続き果たしていってもらうことが期待されています。

〔お問い合わせ先〕

水産庁燃油高騰対策推進プロジェクトチーム

代表：03-3502-8111(内線:6785)

ダイヤルイン：03-6744-2134

FAX：03-3595-1426

場所：水産庁南別館会議室(ドア番号812-1)

回遊魚

鯨あれこれ

捕鯨問題を扱っていると、自然と「くじら」という言葉に反応するようになってしまっている。それは、テレビで耳にする言葉であったり、本の中にふと見つける話であったり、果ては街の看板であったりするが、結構思いがけないところでくじらにめぐり会うこともある。

例えば、呉服屋などで「くじら」と言えば、それは海を泳ぐクジラではなく布を測るための物差しである。「鯨尺」や「鯨差」とも言い、もともとは物差しをクジラのひげで作ったためにこの名前があるようだ。

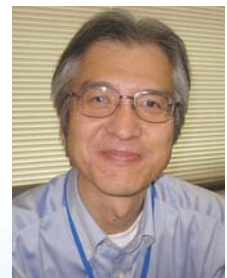
「くじら」という言葉が入った表現もなかなか面白い。ご存じの通り「鯨飲」と言えば、クジラが海水を飲み込むように大酒を飲むことだが、かつては水産庁にもたくさんクジラ並みの酒飲みがいた。「酔鯨」は土佐の酒だが、土佐藩主山内容堂公が自らを「鯨海酔候」と称し、まさに豪快に鯨飲されたことに困む。しかし、どういわけか鯨飲して酔っぱらうと虎になる。

葬式などで使われる白と黒の幕は「鯨幕」で、おそらく鯨の皮の黒と皮脂の白からの連想だろう。クジラは空にもいる。冬の夜空にはくじら座という星座がある。

「鯨」という漢字は大きな魚という意味だが、小さな魚という意味の漢字である「鯢(げい)」は雌の鯨の意味になる。確かにマッコウクジラでは雄のほうが雌よりもかなり大きい。成熟雄の平均体長は15メートルから18メートルで、体重は約57トンに達した個体があったという報告があるそうだが、成熟雌の体長は11メートルから13メートルである。ところが、ナガスクジラやミンククジラなどのひげ鯨の性成熟体長は雌の方が大きく、この漢字の使い分けはマッコウクジラなどの歯鯨が起源か、昔の人は大きいクジラは雄だと勝手に決めてしまったのであろうか。どなたかご存知であれば教えていただきたい。ちなみに古式捕鯨では遊泳速度が遅いために捕獲しやすいセミクジラを捕獲していたが、これも記録のある最大の個体は雌である。昔の人も大きなセミクジラは雌だと知っていたことになる。

誤解されることが多い表現もある。「目くじらを立てる」と言えば、他人の欠点を責めたり、(往々にして些細なことに対して)むきになって腹を立てることだが、このくじらは生物のクジラとは関係ない。「目くじら」とは目の端、目じりのことで、目をむいたり、目を四角にしている様子からこの表現がある。

捕鯨に反対する意見も、すべてのクジラは絶滅に瀕していて、捕鯨国がそれを捕り尽くそうとしているという誤解に基づく場合が多い。本来は争いの種になるべきではないことに「目くじらを立てて」いるような気がするのだが。



資源管理部参事官

森下 丈二

発表年月日	発表事項名	担当課
H20.8.4	「第2回ライフジャケット着用推進ガイドライン研究会」の開催及び一般傍聴について	企画課
H20.8.5	水産政策審議会第23回企画部会の結果について	企画課
H20.8.5	水産政策審議会第12回総会の結果について	漁政課
H20.8.5	水産政策審議会第38回資源管理分科会の結果について	漁政課
H20.8.5	水産政策審議会第16回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
H20.8.6	第3回我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会の開催について	管理課
H20.8.7	平成20年度北西太平洋サンマ長期漁況予報	漁場資源課
H20.8.13	第3回我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会の結果について	管理課
H20.8.14	第19回海区漁業調整委員会委員選挙の結果について（速報）	沿岸沖合課
H20.8.15	第11回日韓漁業共同委員会第3回課長級協議の開催について	国際課
H20.8.18	東洋漁業株式会社、兼井物産株式会社及び金子産業株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について	加工流通課
H20.8.18	平成20年度第2回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
H20.8.22	第2期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の入港について	遠洋課
H20.8.25	第11回日韓漁業共同委員会第3回課長級協議の結果について	国際課
H20.8.26	高波発生メカニズム共有に関するWG（第3回）の開催について	整備課
H20.8.28	平成20年全国資源評価会議の開催について	漁場資源課
H20.8.29	第4回日中漁業取締実務者協議の開催について	管理課
H20.8.29	ベーリング公海条約第13回年次会議の開催について	国際課

「子ども霞が関見学デー」

きて！みて！体験！！

- ・子ども見学デーは、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とする取り組みで、今年も、霞が関周辺の25府省庁等において実施されました。
 - ・今年の「子ども霞が関見学デー」は、8月20日から21日にかけて行われ、農林水産省第2会場である水産庁の会場では、2日間で1,889人（うち、子ども998人）の多数の来場がありました。また、20日の午前中には、子どもたちで賑わう水産庁の会場に太田農林水産大臣の来訪もありました。
 - 参考：各府省参加者数15,036人（うち子ども8,893人）
うち、農林水産省2,518人（うち、子ども1,563人）…全府省庁中1位
 - ・クジラの標本・パネル展示やクジラクイズ、水産加工品等の展示や鰹節削り体験、海藻おしぼ教室等の各種イベントに子どもたちは目を輝かせて、楽しく、そして真剣に参加していました。
- 日頃、魚とのふれあいに乏しい都会の子どもたちに魚への親しみや魚食の普及に大きく貢献できたものと思います。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>